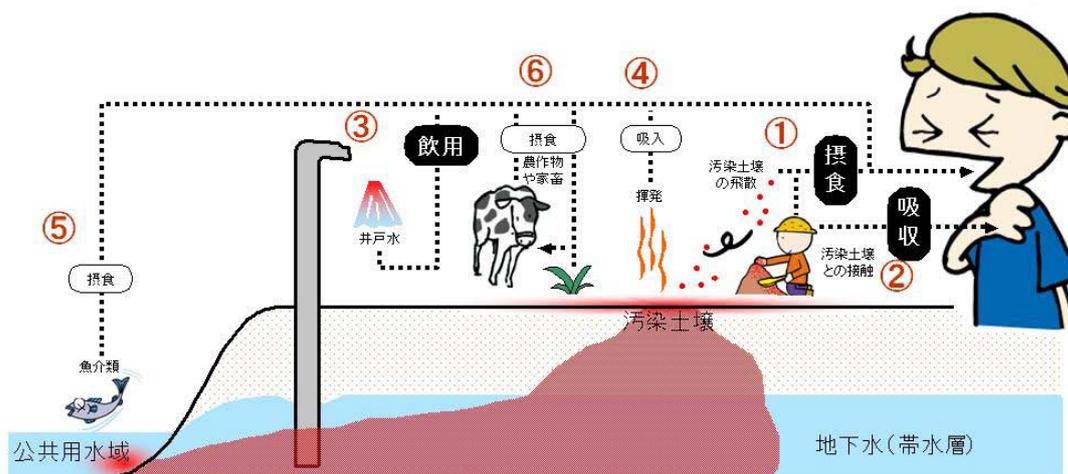


農用地土壌汚染対策の 情勢について

平成22年2月17日

○ 土壌汚染による健康リスク発生の経路



- ①汚染土壌の摂食(飛散による土壌粒子の摂食を含む)直接摂取リスク
- ②汚染土壌と接触することによる皮膚からの吸収
- ③汚染土壌から溶出した有害物質により汚染された地下水等の飲用等.....地下水等経由の摂取リスク
- ④汚染土壌から大気へと揮散した有害物質の吸入
- ⑤有害物質を含む土壌粒子の公共用水域への流出→魚介類への蓄積→人の摂食
- ⑥土壌汚染地で育成した農作物、家畜への有害物質の蓄積→人の摂食農作物等経由の摂取リスク

年月	土壌環境行政に係る経緯
S43 5月	○ 富山県におけるイタイタイ病に関する厚生省の見解(厚生省) イタイタイ病の原因は三井金属神岡鉱業所の排出したカドミウムである旨の見解を発表。
S45	○ カドミウム汚染米の安全基準について(厚生省食品衛生課発表) カドミウム濃度1.0ppm未満の玄米は人体に有害であると判断することはできない旨発表。
	○ 農林大臣談話(昭和45年7月25日) 0.4ppm以上1.0ppm未満の産米について、米の需給状況及び消費者不安に配慮し、配給しないこととした旨の談話を発表。
	○ カドミウム汚染米の安全基準について(昭和45年7月30日環食第326号) 玄米中カドミウム濃度1.0ppm未満(精白米0.9ppm未満)を食品としての米の安全基準とする旨発表。
	○ 食品、添加物等の規格基準の一部改正(昭和45年10月厚生省告示第364号) 米のカドミウムの成分規格を玄米中に1.0ppm未満と設定。
	○ 第64次国会(いわゆる公害国会)
12月	○ 水質汚濁防止法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律公布
S46 6月	○ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行、大気汚染防止法公布
	○ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令公布・施行 特定有害物質にカドミウムを指定。指定要件を「その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1 kgにつき1 mg以上であると認められる地域であること」等とした。
S47 10月	○ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の特定有害物質に銅を追加
S50 4月	○ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の特定有害物質に砒素を追加
H3 8月	○ 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月環境庁告示第46号)
H14 5月	○ 土壌汚染対策法公布
H21 4月	○ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律公布

2

○ 土壌環境基準について

- 土壌環境基準とは、土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準。
- 土壌環境機能のうち、水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点から、溶出量に関する基準が定められている。
- また、土壌環境機能のうち、食料を生産する機能を保全する観点から、農用地においては、農用地の土壌汚染防止法上の特定有害物質(カドミウム、砒素、銅の3項目)について、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に準拠して環境上の条件としている。
- 農用地において、環境基準の適合状況の調査の結果、環境基準に適合しない土壌の存在が明らかになった場合には、農用地土壌汚染防止法等に基づき所要の措置を講ずる。(平成3年8月28日環水土第116号)

土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月環境庁告示第46号)(農用地に係るものを抜粋)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、 農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、 農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
砒(ひ)素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、 土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
銅	農用地(田に限る。)において、 土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法

3

○「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」の概要

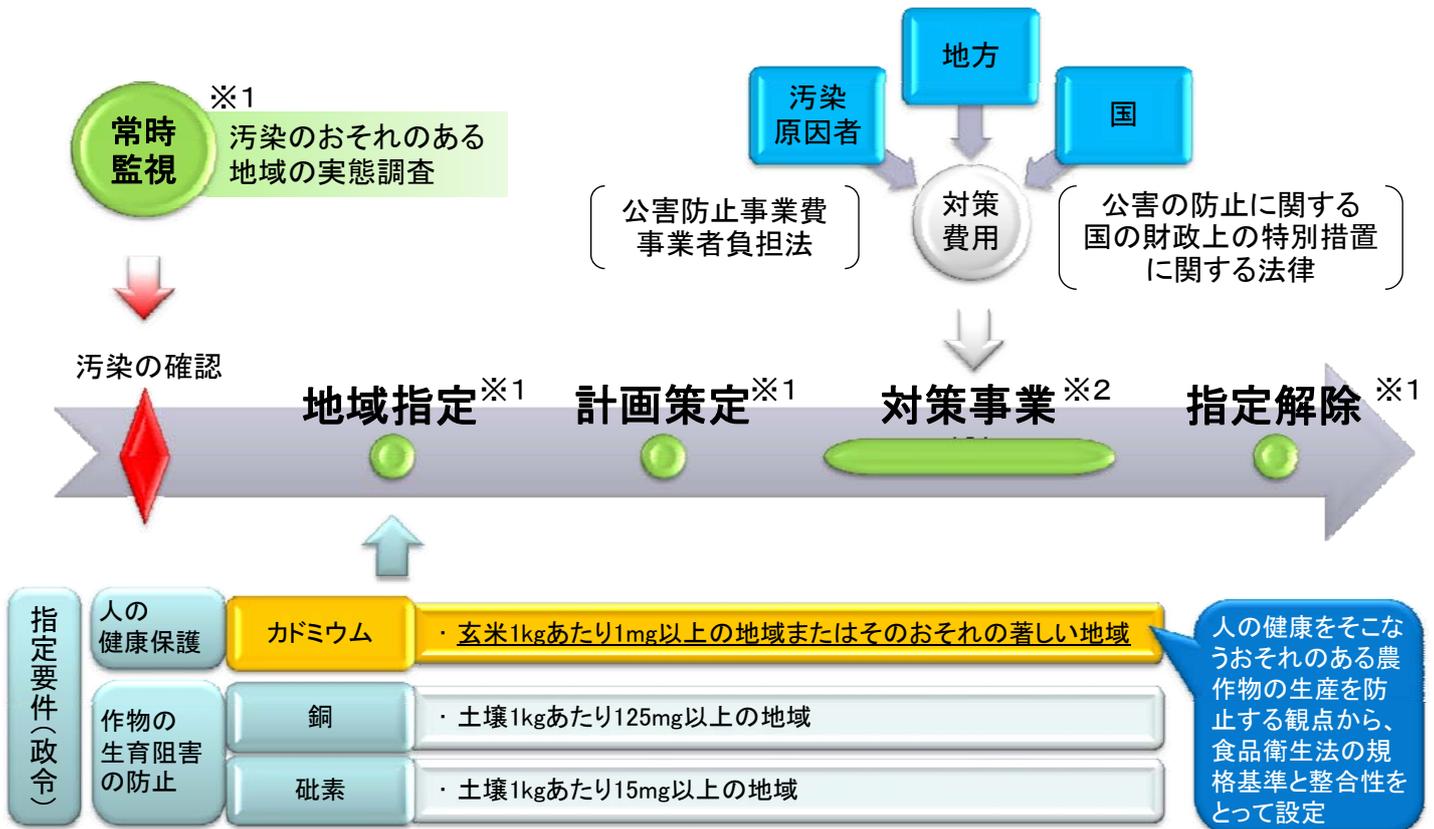
目的

- この法律は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

仕組み

- 都道府県知事が、常時監視等により汚染が発見された地域を、農用地土壌汚染対策地域として指定し、対策計画を策定。対策計画に基づき、都道府県等が客土等の対策を実施。
- 対策地域の指定要件は、「人の健康保護」(カドミウム)と「作物の生育阻害の防止」(銅・砒素)の2つの観点で設定。
- カドミウムに係る指定要件については、食品衛生法の規格基準(米について1.0ppm)と整合性をもって設定。
- 対策が完了した地域については、対策地域調査により対策の効果を確認し、地域指定を解除。

4



※1 都道府県知事が実施。

※2 都道府県営事業のほか、市町村営事業により行われることもある。

5

○ 農用地における土壌汚染の原因について

■ 土壌のカドミウム汚染の原因は、鉱山によるものが6割、製錬所によるもの、鉱山と製錬所によるものがそれぞれ1割、工場等によるものが2割となっている。(指定地域63地域における地域数の割合)

農用地土壌汚染対策地域の汚染原因等(平成19年度)

	指定地域数		指定面積(ha)	
鉱山のみ	39	61.9%	3,299.8	51.6%
鉱山+製錬所	7	11.7%	1,712.0	26.8%
製錬所のみ	7	11.7%	640.1	10.0%
工場等	10	15.9%	742.1	11.6%
計	63		6,393.9	

注：既指定地域72地域のうちカドミウムによる汚染地域63地域の内訳。
1つの汚染源が複数の指定地域に関係したり、汚染源不明のものも含む。